

## 1. 開 会

事務局 大変長らくお待たせいたしました。

本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから社会資本整備審議会「第1回歴史的風土分科会」を開催させていただきます。

本日は最初の分科会でございますので、所属委員の皆様を御紹介申し上げます。

### 【各委員、臨時委員の紹介〔省略〕】

事務局 委員の皆様方におかれましては、これからの御指導を心よりお願い申し上げます。次第でございます。

なお、本日御出席いただきました委員及び臨時委員は総員16名全員でございます。社会資本整備審議会令に定めます定足数を当然ながら満たしておりますことを御報告申し上げます。

以上で委員の皆様の御紹介を終わらせていただきます。

次に、本日の議事につきまして、簡単に御説明申し上げます。

お手元の議事次第をごらんいただきたいと存じます。

本日の議事は、まず初めに会長の互選と会長代理の指名をお願いいたしたいと存じます。次に、当分科会の運営につきまして御審議をいただきました後、国土交通大臣より社会資本整備審議会长あて諮問を行い、審議会长より当分科会あて付託されました事項につきまして、政務官よりの交付と趣旨説明を行った後、諮問事項につきましての御審議をお願い申し上げたいと存じております。

次に資料でございますが、お手元の資料一覧がございます。1～17までお配りいたしてございます。後ほどでも結構でございますが、もし過不足がございましたらお申し出いただきたいと存じます。

## 2. 議 事

### (1) 会長の互選、会長代理の指名

事務局 では、これより議事に入らせていただきます。

本日は最初の歴史的風土分科会でございますので、社会資本整備審議会令の規定に基づきまして会長の互選と、会長による会長代理の指名をお願いいたしたいと存じます。

委員の皆様の中から分科会長を互選していただきたく存じますが、どなたか御推薦をお願いいたしたと存じます。

委員 歴史的風土分科会は省庁再編前は歴史的風土審議会ということでございましたが、そのときから会長代理としてこの審議の全体をよく御存じで、また今回、いろいろな議論をすることも非常に継続して議論することが多いようですので、ぜひ高階委員になっていただくのがよろしいのではないかと思うのですが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

事務局 それでは、皆様御異議がないようでございますので、高階委員には御多忙の中恐れ入りますが、会長をお引き受けいただきたくよろしくお願い申し上げます。

それでは、高階委員、会長席の方へお願い申し上げます。

それでは、ここで高階会長に一言御挨拶を賜りたいと存じます。

よろしくお願い申し上げます。

会長 ただいま皆様から御推挙いただきました高階でございます。

先ほどの推薦いただいた委員の御発言のときに皆様御異議なしということで、私は異議がないわけではないのですが、せっかくの御推挙でございますので、御協力をいただきまして、大変至らない者でございますが、この分科会の使命達成に努めたいと思います。どうぞ皆様よろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、これからの進行は高階会長をお願いいたします。よろしくお願い申し上げます。

会長 それでは、早速でございますが、社会資本審議会令によりますと、会長代理は会長が指名するということになっております。この際、私から会長代理として松原委員にお引き受けいただきたく存じますが、大変御多忙とは存じますが、松原委員、よろしく願いいたしたいと思います。一言どうぞ御挨拶をお願いいたします。

会長代理 高階会長のもとで精一杯努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願

申し上げます。

会長 ありがとうございます。

## (2) 分科会の運営について

会長 次に、当分科会の運営につきましてお諮りいたしたく存じます。

資料3にございます議事の公開についてでございますが、事務局の方から趣旨説明をお願いいたします。

事務局 それでは、御説明申し上げます。

資料3「歴史的風土分科会の運営について」という表題の紙でございますが、基本的に公開を原則といたしております。したがって、歴史的風土分科会の議事はプレスには当然公開する。プレスを除いて一般には非公開ということにしたいと思っております。

また、議事録につきましては、内容について委員の確認を得た後、発言者氏名を除いて国土交通省大臣官房広報課及びインターネットにおいて公開するということにしたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

会長 ありがとうございます。

以上のように取り扱うことにつきまして、皆様の御意見、いかがでございましょうか。

御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 御異議がないようですので、当分科会の運営につきましては、そのように取り扱ってまいります。よろしく願いいたします。

## (3) 諮問について

会長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

本日は国土交通大臣より、社会資本整備審議会に対しまして新たな御諮問があると伺っておりますので、まず諮問書をお受けしたいと存じます。

田中大臣政務官 どうぞよろしくお願いをいたします。

〔諮問書手交〕

会長 確かにいただきました。

田中大臣政務官 どうぞ、皆様、よろしくお願い申し上げます。

会長 ただいま諮問書をいただきました。当諮問事項につきましては、社会資本整備審議会会長より当分科会に付託されておりますので、これより御審議をお願いいたすことになると存じます。

ここで、国土交通省の田中政務官に御出席をいただいておりますので、御挨拶をお願いいたしたいと思いますが、政務官、どうぞよろしくお願いいたします。

田中大臣政務官 国土交通省の大臣政務官を拝命しております衆議院議員の田中和徳でございます。一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

先立ちまして、高階会長さん、そして松原会長代理さん、御就任、ありがとうございます。また、各委員の皆様方におかれましても、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は御多忙のところ、御参集をいただき、まことにありがとうございます。委員の皆様方におかれましては日ごろから歴史的風土の保存について格別の御尽力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

また、中央省庁再編に伴い、従来の歴史的風土審議会からその機能を移管した社会資本整備審議会の歴史的風土分科会に参画をいただくようお願いしたところでございます。今後ともそれぞれの専門的見地から忌憚のない御発言、御提案をいただき、歴史的風土の保存に御指導賜りますようお願いを申し上げます。

京都、奈良、鎌倉などは我が国が世界に誇り得る古都であり、これらの古都のすぐれた歴史的風土は後世に未永く継承されるべきものでございます。

政府といたしましても、昭和41年に古都保存法が制定されて以来、古都における歴史的風土の保存に鋭意取り組んでいるところでございます。

最近では鎌倉市に隣接する逗子市を古都と定め、歴史的風土保存区域の拡大を行ったほか、明日香村における歴史的風土の保存を図るための新たな交付金の創設、キトラ古墳周辺地区について国営飛鳥歴史公園の拡大など各種施策の充実をするために努力をしてきたところでございます。

一方、古都における良好な歴史的風土の保存は土地の形質の変更など一定の行為の制限を行うことなどにより適正に図られてきたところでございます。しかしながら、近年、これまで行為の制限の対象となっていなかった土石、廃棄物などの堆積により歴史的風土の保存に支障を及ぼしている事例が生じてきている状況にあります。

こうした実情に的確に対処するため、本日、国土交通大臣から皆様にお諮りさせていただきました歴史的風土特別保存地区内の行為制限等について御審議をいただきますようお願い申し上げたところでございます。

古都の歴史的風土は我が国固有の文化的資産として後世に継承されるべき国民共有の財産でございます。委員の皆様におかれましては、我が国の歴史的風土の保存について一層の御協力を賜ることをお願い申し上げて、簡単ではございますが、一言私の御挨拶とさせていただきます。

会長 ありがとうございます。

政務官におかれましては、公務所用のため、ここで退席されます。

お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

田中大臣政務官 どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

会長 それでは、ここで事務局の御紹介をお願いいたしたいと存じます。

事務局の方からお願いいたします。

事務局 それでは、事務局側の幹部の紹介をさせていただきます。

#### 【事務局幹部の紹介。〔省略〕】

会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、事務局より諮問事項の御説明をお願いしたいと存じます。

今回は最初の分科会でもありますので、古都保存行政全般についての説明もあわせてお願いしたいと存じます。

事務局 これから資料の説明をさせていただきます。

まず最初に資料4でございます。諮問内容でございます。

そこでございますように、国土交通大臣林寛子より、社会資本整備審議会会長樋口廣太郎殿へ諮問しております。「下記の事項について、御意見を承りたい。古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく、歴史的風土特別保存地区内における行為の制限等について」でございます。

次の資料5でございますが、審議会の会長より歴史的風土分科会会長、今回、高階先生をお願いしているわけでございますが、分科会会長へ付託されている資料でございます。

次に資料6でございます。諮問の趣旨でございます。

京都、奈良、鎌倉等の古都におきまして、昭和41年に制定しております古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、いわゆる古都法でございますが、これに基づきまして歴史的風土保存区域、それから歴史的風土特別保存地区を定めております。これらについて一定の行為の制限をしているところでございます。

その後、保存区域を拡大し、特別保存地区の拡大のための都市計画決定等を行ってきているところでございますが、平成10年3月19日の歴史的風土審議会において貴重な意見具申がなされております。歴史的風土の保存と農林業等の住民生活との一層の調和を図るため、行為の制限に基づく凍結的保存から、地域の特性に応じたきめ細かな維持保全活用への展開を図る必要がある。こういうような意見具申をいただいているところでございます。

このような中で、近年特に保存区域、特別保存地区内におきます行為の制限の対象と今のところなっておりません土石、それから廃棄物等の堆積により歴史的風土の保存に支障を及ぼしている事例が数多く生じてきておるところでございます。この行為に的確に対処するため、速やかに新たな行為制限等について検討を行う必要があるということでございます。

次のページ、政令改正の概要でございますが、まず「屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積」を行為の制限対象に追加するというところでございます。またこういう許可を受けることを要しない行為としまして、通常の管理行為・軽易行為に該当する堆積の内容を定めるということでございます。また、許可基準につきましても、歴史的風土の保存に支障を及ぼす恐れのないものとして許可をし得る堆積の基準を定めることとしております。

この政令の内容につきましては、3ページに政令案を添付してございます。この政令案につきましては、現行の規制内容とあわせまして、後ほど説明させていただきたいと思っております。

またすこし戻っていただきまして、資料2でございます。資料2の方に「社会資本整備審議会関係組織法令抄録」がございます。ここに設置法等がございますが、資料2の7ページを開いていただきたいと思います。この7ページにおきまして、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」の抄録を載せております。

ここに載せておりますのは、この審議会に対しまして意見を聞かなければならない、あるいは聞くということが規定されております。これを抄録させていただいておりますが、第8条「特別保存地区内における行為の制限」でございます。ここに1～7まで列挙され

ておりますが、この7に先ほど申し上げました土石の堆積、廃棄物の堆積等の規制を加えるということでございます。

次のページを開いていただきまして、8条の4でございます。一番右端の条文でございますが、「国土交通大臣は第1項、または第2項の政令の制定または改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ社会資本整備審議会の意見を聞かなければならない」ということが記載されてございます。これに基づきまして、今回、諮問をいたし、審議いただいているところでございます。

次に資料7でございます。「古都保存施策の体系」を簡単に御説明させていただきます。

まず古都保存法でございますが、古都と申しますのは、「我が国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する京都市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村」ということになっております。政令で定めるその他の市町村には、当初、天理市、橿原市、桜井市、斑鳩町、それから明日香村が指定されておりましたが、平成12年、昨年でございますが、逗子市が新たに追加され、現在、7市1町1村となっております。

次に歴史的風土保存区域でございますが、まず「歴史的風土」の定義でございます。「歴史的風土」とは、「我が国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況」、これを「歴史的風土」と言うことになっております。これにつきまして、国土交通大臣が、歴史的風土を保存するために必要な土地の区域を「歴史的風土保存区域」として指定することができることになっております。

次に歴史的風土保存計画でございますが、指定されました歴史的風土保存区域について、歴史的風土の保存に関する計画を決定しなければならないということになっております。これにつきましても、決定に際しましては審議会の意見を聞かなければならないということになっております。

次に歴史的風土特別保存地区でございます。これは歴史的風土保存区域の中にさらに地区が指定されるわけでございますが、歴史的風土保存区域内において枢要な部分を構成する地域について、歴史的風土保存計画に基づき、都市計画におきまして「歴史的風土特別保存地区」を定めることになっております。都市計画でございますので、県知事、あるいは政令市が定めることになっております。

次のページでございます。行為の制限でございます。行為の制限につきましては、また後ほど詳しく御説明申し上げますが、この歴史的風土保存区域につきまして、建築物その

他の工作物の新築、改築または増築について一定の行為をしようとする者に対して府県知事への届出を必要としております。また、特に規制の厳しい地区になっております歴史的風土特別保存地区、ここにつきましては府県知事の許可が必要となっております。京都府につきましては京都市長が行うこととなっております。

政令の改廃につきましては先ほど申し上げましたように、審議会の意見を聞かなければならないということになっておりますので、今回の諮問はそういう対象になっているものでございます。

次の土地の買入れでございますが、行為規制の厳しい特別保存地区につきましては、損失を受けた者に対して損失の補償を行うことができることになっております。また、土地についても買入れ申し出があった場合には土地の買入れを行うことになっております。国はこれに対して一部負担をすることになっております。特に、土地の買入れについては7/10、また歴史的風土保存に関する施設の整備につきましては1/2の補助を行っているところでございます。

次に明日香法でございますが、明日香法は古都法の特例法ということで、全村を規制の対象にしているところでございます。御存じのように、6世紀から7世紀にかけて政治・文化の中心であったわけございまして、村内には伝飛鳥板蓋宮跡や飛鳥寺跡、あるいは石舞台古墳、高松塚古墳などたくさんの遺跡等がございます。重要な歴史的、文化的遺産が数多くありまして、これらが周囲の自然的環境と一体をなして他の地域に見られない極めて貴重な歴史的風土を形成しているということでございまして、昭和55年、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法、いわゆる明日香法でございます。これが制定されまして、全村を規制の対象としたわけでございます。

制度の概要でございますが、明日香村全域につきましては、歴史的風土特別保存地区に相当するものとして都市計画に第1種歴史的風土保存地区及び第2種歴史的風土保存地区という2種の保存地区を定めているところでございます。第1種地区は、特に現状の変更を厳に抑制していこうということで、厳しい規制になっております。また第2種地区については現状の変更を抑制して、歴史的風土の維持を図るべき地域ということで行っています。これらの指定のほかに地域住民生活との調和を図るため、明日香村につきましては、明日香村整備計画を定めております。これは平成12年、第3次を昨年度から10年間の計画を策定したところでございます。また、明日香村整備基金というものを設けております。これは31億円の基金でございますが、これをもって地域住民生活との調和を図るためにその益



金を使用しているところでございます。

以上が古都法の施策の体系でございます。

次に資料8でございます。現状の指定の状況でございます。これにつきましては、3枚後に地図がついております。大変見づらい地図で申しわけございませんが、まず京都市についてでございます。京都市につきましては、この地図は美観地区とかほかの都市計画の関係の色も塗ってありますので大変見づらい地図になっておりますが、歴史的風土保存地区はこの地図の中で赤い線で囲まれたエリアでございます。さらに特別地区につきましては、斜線が入った部分でございます。このように京都市の中心から見渡します自然的景観の部分を古都の指定をしているところでございまして、現在、京都市では醍醐地区、桃山地区、東山地区など14地区、8,513haが歴史的風土保存区域に指定されております。またそのうち特別保存地区でございますが、24地区、2,861haが指定されているところでございます。

この地図につきましては、後ほどまた京都市さんの方から御説明がありますので、そちらの方が地図はわかりやすい地図になっているかと思えます。

次に奈良市でございます。4ページに地図がございますが、奈良市につきましては春日山地区、平城宮跡地区、西ノ京地区など3地区が歴史的風土保存区域に指定されており、2,776haでございます。そのうち特別保存地区が6地区、1,809haでございます。ここにもございますように、赤の線で囲まれているエリアが歴史的風土保存区域でございまして、そのうちの斜線部分が歴史的風土特別保存地区でございます。このピンクや黄色の色塗りはほかの風致地区の制度の色塗りでございまして、別途、都市計画の制度の色塗りでございます。

次に5ページでございますが、斑鳩町でございます。斑鳩町につきましては、歴史的風土保存区域が1地区、536ha、特に法隆寺の周辺部分につきまして、この地図にございませうように、特別保存地区に指定されております。80.9haでございます。

次の6ページでございます。6ページは天理市、橿原市、桜井市でございます。石上三輪、鳥見山、磐余、大和三山という4地区でございます。2,712ha、特別保存地区は7地区、598.2haでございます。この地図では大和三山の畝傍山は7ページの方に入っております。ここまでが3市の指定地区でございます。

次に、図面の方で先に申し上げますと、明日香村でございます。7ページでございます。明日香村は全村が歴史的風土保存区域に入っております。特に、1種と2種とございませ

て、1種がちょうど網掛けになっている部分でございます。特に規制の厳しいエリアでございます。それから、左上から下に向かっての斜めの線の入っているエリアが2種地区の歴史的風土保存地区でございます。1種につきましては4地区、125.6ha、2種につきましては残りの2,278.4ha、合計2,404ha、これが明日香村全村の面積でございます。

次に、鎌倉市でございます。鎌倉市の地図は8ページでございますが、ごらんいただきますように旧鎌倉の市内を中心に、取り囲むような形のエリアを古都の歴史的風土保存区域に指定しております。これで濃い青の部分が特別保存地区でございます。鎌倉市につきましてはさらに昨年、名越切通しの部分の逗子市について拡張しているところでございます。朝比奈、八幡宮など5地区、989ha、特に特別保存地区については13地区、570.6haでございます。

全体で合計いたしますと、明日香村を除きまして5区域、27地区、1万5,526ha、特別保存地区につきましては51地区、5,919.7haでございます。明日香村を入れますとトータルで1万7,929haが保存区域として指定されているところでございます。

事務局 引き続きまして、資料9以降につきまして、政令改正内容などを中心に御説明をさせていただきます。

まず資料番号の9でございます。資料9は現行の規制でございます。現行の規制、先ほど御説明させていただきましたように歴史的風土保存地区は2種類ありまして、1つ目がこの1番の届出が必要な歴史的風土保存区域でございます。2つ目が、この保存区域の中に、保存区域の特に重要な部分として許可が必要な歴史的風土特別保存地区というものがございます。この1番の歴史的風土保存区域では届出、2番の特別保存地区では許可ということですが、それぞれ届出、許可対象がこのように決まっております、まず1番の届出が必要な区域としては建築物の新築等、それから2)で宅地の造成等、そして木竹の伐採、土石の類の採取、さらに政令で水面の埋立て、干拓、これらのものが決まっているわけでございます。

2番の許可が必要な行為につきましては、1)~5)、建築物の新築等から水面の埋立てについては同様でございますけれども、これらにつけ加えまして、建築物等の色彩の変更、さらに屋外広告物の表示、掲出もこの許可の対象となっているわけでございます。許可の基準につきまして、また別途政令で詳細に定められておりまして、ここに書いてありますように現状、すなわち歴史的風土の保存に重点を置いた規制を行っているところでございます。許可の対象は以上見ていただいたとおりですが、この中でもこの1番下の「な

お」に書いてありますように、通常の管理行為、軽易な行為など、届出・許可申請を必要としない行為がございます。それを次のページに書いております。非常に細かくなって恐縮ですが、これは届出を要しない行為、許可を要しない行為、それぞれ定まっております、例えば届出を要しない行為の方で見ていただきますと、 のイにありますように、地下に設ける建築物の新築でありますとか、 のイにありますように、仮設の工作物の新築等、届出を要しないとしております。一方、許可を要しない方では、一番初めのイのところにありますように、特別保存地区内において行う工事に必要な仮設の工作物の新築、改築等を挙げておりますし、また2)の宅地の造成のところを見ていただきますと、届出を要しない行為としては、例えば60㎡以下の土地の形質の変更を挙げておりますし、また許可を要しない行為としては10㎡以下の土地の形質の変更を挙げております。こういうふうなことで、ここに挙げてありますとおり、木竹の伐採、土石の類の採取等々、それぞれの項目につきまして届出、または許可を要しない行為をそれぞれ挙げているわけでございます。

それで、今回の政令改正ということになるわけでございますが、続きまして、資料10を見ていただければと思います。資料10の1番のところにかかせていただいておりますように、近年、歴史的風土特別保存地区内等におきまして土石のほか、建設廃材、廃車等の廃棄物または再生資源の堆積が実際に行われておりまして、歴史的風土の保存を図っていく上で支障を及ぼす例が生じてきております。

それで、資料があちこち飛んで恐縮ですが、資料13を見ていただきたいと思います。資料13につきましては後で各自治体の委員の方々から御説明いただけるとは思います、ざっとだけ見ていただきますと、例えば3ページを見ていただきますと、3ページの写真が鎌倉市における土石の堆積の例でございます。続きまして5ページを見ていただきますと、これは奈良市におきます土石等建設資材の堆積の例でございます。それから6ページを見ていただきますと、明日香村における廃車等の堆積の事例でございます。続きまして9ページを見ていただきますと、京都市におきます建設廃材、廃車等の堆積の事例でございます。このような事例がそれぞれ出てきておりますので、これに対して適切に規制を加えるようにしようという趣旨でございます。

資料10の2番のところにはそれぞれの定義をかかせていただいておりますので、これは参考にしていただければと思います。

他の制度でどうなっているのかということについて若干補足させていただきます。この

資料10の2ページを見ていただければと存じます。他の景観規制等を目的とする地区、例えばこの1番にあります風致地区におきましては、都市における風致を維持するための地区でございますけれども、この現行規制の内容のポツの下から2つ目にありますように、屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積について、すでに規制対象としております。これはこの5月18日に施行されました「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」というもので手当ていたしまして、本年5月よりすでに規制対象となっているところでございます。

それから緑地の保全系、この にあります緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区、さらに首都圏・近畿圏における近郊緑地保全区域でございますが、これらにつきましてはこの右側にありますように屋外における土石、廃棄物、再生資源の堆積につきまして、8月施行を目標としまして、現在、私どもの方で改正作業をさせていただいているというような状況でございます。

またあちこち飛んで恐縮ですが、資料6に戻っていただければと存じます。

資料6の3ページ目でございます。政令案について具体的に記述させていただいております。まず1番につきましては、届出及び許可を要する行為につきまして、古都保存法の規制対象として屋外における土石、廃棄物、再生資源の堆積を追加しようというものでございます。

2番と4番、それぞれ先ほどもちょっとありましたように、許可についても届出についても軽易な行為ということで、それぞれ許可・届出まではしなくてもいい行為という類型がございましたが、その類型といたしまして、例えば許可の方であれば10㎡以下等の要件を満たす土石の堆積を加えるものですし、また4の歴史的風土保存区域内においては60㎡以下等の要件を満たす土石の堆積等を軽易な行為として追加しようというものでございます。

それから、許可の場合の許可基準を3番に書かせていただいております。行為の制限にかかる許可基準といたしましては、屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積については当該堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土の保存に支障を及ぼす恐れが少ないこと、こういうことで規定をさせていただくことを提案させていただいております。

事務局 続きまして、資料11の説明をさせていただきます。

最初に御説明申し上げましたように、平成10年3月19日、歴史的風土審議会におきまし

て意見具申がなされているところでございます。この具申は大変重要な意見具申でございます。従来、歴史的風土保存につきましては、特に現状凍結的な保存という形で進められてきておりました。それに対しまして、この平成10年の審議会におきまして現状凍結保存から維持、保全活用という方向へ考え方を变えているところでございます。そのときの意見具申でございますが、資料11-1はその概要でございます。11-2に本編をつけております。

その概要の中の2ページを開いていただきたいと思うのですが、ここの3番でございますが、「今後の古都保存行政に求められるもの」というものがまとめられてございます。まず(1)「古都保存行政の理念の全国展開」ということでございます。古都においては、古都保存法の基本的枠組みを保持していく。一方では歴史的風土の保存の理念と枠組みを全国へ展開していく必要があるだろうという意見をいただいたわけでございます。またでございますように、新たな古都指定というものを検討していくべきではないかということ、それから既存制度の活用によりまして、既存制度と言いますのは、古都法だけではなく、都市計画法とかそういう既存制度をいろいろ活用して歴史的、文化的資産の保存、継承を実施すべきだというような意見をいただいております。

(2)でございますが、「古都全域における歴史的・文化資産や景観の一体的保全の推進」ということでございます。でございますように、都市計画制度等、各種施策の有機的・一体的な取組みの充実が必要である。それからでございますが、現行の古都における必要な保存区域の拡大の検討が必要だということでございます。これにつきましては先ほど申し上げましたように逗子市の拡大というものがなされているところでございます。

(3)でございますが、「凍結保存からきめ細かな維持保全活用への展開」ということで考え方の変更がなされているところでございます。でございますように、保存計画の充実、歴史的風土の保存上特に必要な行為に係る一律の基準の必要な見直し、明日香村の村民生活のより一層の安定、保存区域における積極的な修景・活用のあり方とその保存計画への位置づけの検討、維持保全活用策の一層の充実ということが意見されているところでございます。

(4)でございますが、「国民の自発的な活動を促す普及啓発活動等の展開と条件整備」が必要であるということもこの意見具申の際に意見されているところでございます。

これを受けまして、その後、行政の方でいろいろ作業を進めているところでございますが、資料12でございます。「最近における主な歴史的風土保存関係の施策の状況」という

資料がございます。この意見具申を受けまして、その後措置された施策の状況でございます。

まず最初の でございますが、「歴史的風土保存区域の拡大」というところでございます。逗子市を新たな古都に指定いたしまして、鎌倉市歴史的風土保存区域を拡大しているところでございます。また明日香村における施策の拡充でございますが、12年度予算措置におきまして、(1)の にございますように補助率嵩上げの対象となる特定事業の対象事業の追加ということを行っております。例えば、小中学校の改造とか、暗きょ排水の補助、そういうものでございます。それから、 の2にございます「歴史的風土の創造的活用を図る事業の支援」ということで、創造的活用を図る事業を支援するため、明日香村に1億円の交付金を交付するようにしたところでございます。これは前からございました明日香村整備基金、31億円というものがあるということを前に御説明申し上げましたが、現在の金利の状況で運用益が減少している状況がございまして、これを補完する意味でこのような交付金を設けたところでございます。また3にございますように、最近の発見でも有名なキトラ古墳でございますが、この周辺につきまして国営飛鳥歴史公園の新たな地区ということで追加しているところでございます。

また にございます明日香村整備基本方針の決定、明日香村整備計画の作成ということでございますが、明日香村整備計画につきまして、第2次の計画が11年で最終年を迎えておりまして、第3次計画を昨年、12年から21年までの計画として策定したところでございます。また、次の でございますが、古都保存事業の対象、補助事業の対象として「水質保全のための水辺周辺施設」を追加というようなことがございます。

このように意見具申を受けていろいろな施策を展開しているところでございます。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。

それでは、古都所在県・市の方々もお見えでございますので、諮問に関連し、土石等の堆積の現状も含めて、古都保存の現状の説明をお願いしたいと思います。

では、まず神奈川県の方からお願いいたします。

神奈川県 それでは、神奈川県の場合につきまして、資料13「古都保存の現況について」の1ページ目でございます。

まず神奈川県における古都保存の現況についてでございますが、1の(1)でございます。歴史的風土保存区域の指定状況でありますけれども、昭和41年に保存法が制定されま

して、その年の12月に5区域、695haの指定がされました。その後、昭和48年に若宮大路の展望域を含めた240haを追加、昭和61年に長谷・極楽寺地区13haの追加が指定をされております。その後、平成10年の3月に本審議会から内閣総理大臣あてに「今後の古都における歴史的風土の保存のあり方」につきまして御意見が具申されまして、その中で鎌倉市歴史的風土保存区域の拡大について御提言をいただきました。そして平成12年の3月に新たに鶴丘八幡宮の段葛、常盤山付近、名越切通しの逗子市に係る分など、逗子市分約6.8haを含めまして、全体で33haが指定されてございます。

先ほどから話が出ておりますけれども、これに先立ちまして、平成12年の1月に逗子市が新たに古都保存法による古都に指定される政令が改正をされております。その結果、現在では989haが歴史的風土保存区域に指定をされております。この面積は鎌倉市域全体の約25%でございます。また逗子市におきましては名越の切通しとともに鎌倉を防御するためにつくられた大切岸を含む区域が今回、歴史的風土保存区域に指定されたものですが、市域面積の約0.4%でございます。

次に特別保存地区につきましては、昭和42年3月に9地区226.5haが指定をされております。その後、文化財調査等の結果を踏まえまして、昭和50年の4月に瑞泉寺を取り巻く一体の山林、約39haを特別保存地区に格上げをさせていただきまして、さらに昭和63年6月に305.1haの新たな指定地区拡大変更がされまして、現在では13地区570.6ha、当初から見ますと倍以上に拡大されております。これは保存区域の大体57.7%でございます。

これによりまして、2ページ目に地図がございますけれども、鎌倉の三方を旧道に沿って特別地区が連なりまして、歴史的風土の保全をする形になってございます。

次に(2)でございますけれども、(2)の規制区域内の行為申請につきましては資料記載の通りでございます。(3)の土地の買入れにつきましては、特別保存地区について昭和41年から平成12年まで全体で50.9haの土地を買入れました。これにかかわる事業費は約97億円、面積では特別保存地区全体の約8.9%に当たります。

次に2の「今後の課題」でございますけれども、第1に土地の買入れ事業費の拡大といたしまして、土地の買入れ申し出に対する未対応部分について述べさせていただきたいと思っております。

土地の買入れ申し出につきましては、平成7年ころかなり申し入れが急増しておりますけれども、近年、12年度ぐらいは大体平年度並みにおさまってまいりまして、現在、12年度末で未買入れ部分は19haとなっております。このように未買入れ部分はかなり蓄積し

ておりますので、これからもかなり長期間にわたってしまうだろうということが現状でございます。この間、国におかれましてはかなり国費につきまして増額をいただいております、県といたしましても未買入れ地区を解消するために県単事業も若干設けているところでございますが、今後も努力をしてまいりたいと考えております。

2点目の買入れ地の活用でございますが、買入れました土地につきましては比較的まとまった地域につきましては県民の方に広くごらんいただくために散策路をつくったり、ベンチ等を設置して県民の方に御利用をいただいているところであります。

(3)の物件の堆積でございますけれども、先ほど御紹介がございましたけれども、3ページ目に示してございます。これは昭和63年に指定をされました区域に所在している土地の状況でございます。土地所有者が事業者に土地を貸与いたしまして、主に鎌倉市内の宅地造成によって生じました土砂、あるいは工事用資材の仮置き場として使用しているものでありまして、かなり長い期間、こういう状況でございます。

簡単であります、以上で神奈川県における古都の保存の現状について説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

会長 ありがとうございます。

では、続いて、奈良県の方から御説明いただきたいと思っております。

奈良県 それでは、奈良県の状況につきまして御説明させていただきます。資料の4ページでございます。

本県におきます歴史的風土保存区域でございますけれども、昭和41年の古都保存法が制定されました同年に奈良市及び斑鳩町で指定がなりまして、翌42年に天理市、橿原市、桜井市及び明日香村で指定がされております。今日まで数度区域見直しが行われまして、現在では9地区6,024ha、区域指定をされております。

そのうち歴史的風土特別保存地区ということで、保存上特に枢要な地域でございますけれども、これにつきましては明日香村の地域を含めまして19地区4,892.1haの指定でございます。明日香村につきましては先ほど来も御説明がございましたように、昭和55年の5月に明日香村におきます歴史的風土の保全に関する特別措置法が施行されまして、全村、2,404haが特別保存地区として指定されているところでございます。こうした歴史的風土保存区域、また特別保存地区におきます行為の届出でございますけれども、届出が166件、また許可申請は198件、これは平成12年度でございます、そのうち許可が159件、不許可が39件という状況になってございます。土地の買入れでございますけれども、昭和43年以



来、国の補助を受けながら実施してまいりましたが、平成12年度末現在での累計で、事業費ベースで375億円、買入れ面積が約204haに上っております。

今後の課題としまして3点挙げさせていただいておりますけれども、1点目の買入れ申し出に対する未処理の状況でございますが、本県では昭和57年に特別保存地区の拡大等を行いまして、未処理の増加がありましたわけでございますけれども、国庫負担の増額や地価の下落等で着実に減少しつつありましたが、最近2～3年は再び増加傾向に転じておりました、昨年度末現在で未処理面積が約40ha、事業費で約73億円と多額の未処理分がありまして、引き続き重要な課題と考えております。

2点目の買入れ地の管理、活用についてでございますけれども、買入れ地は規模も小さく点在しております状況で、なかなか大規模な整備ということはできておりませんけれども、植栽を施しますとか、休憩施設の設置といったものを行いますとともに、住宅地周辺等につきましては除草、樹木の剪定等の管理を行ってございますけれども、買入れ地の増加とともにこうした維持管理が課題となっております。また、それぞれの地区の特徴を生かした活用を図りますために、例えば明日香村におきましては地域の草花等を道路沿い等の買入れ農地に植えるなど、「あすかの里花園づくり事業」と呼んでございますけれども、こういったもの、また明日香の特徴的な棚田を都市の住民の方々に農業体験の場として提供して、その地域にふさわしい景観の創出といったことにも努めているところでございます。また、最近の地下埋蔵物の発掘調査等によりまして、新たな史実の発見につながっているような状況がございます。今後、新たに発見されました遺跡等と連動した面的な保存整備といったことも活用策の1つとして必要になるのではないかとといったようなことを考えておるところでございます。

次に物件の堆積でございますけれども、次のページの写真をごらんいただきたいと思います。これは奈良市の歴史的風土特別保存地区、平城宮跡地区におきまして建材業者が自己の所有地に建築資材の土石を堆積しているものでございます。堆積面積は約40m<sup>2</sup>、高さにしますと約4m程度でございますけれども、堆積物を遮蔽するような塀とか植栽といったものが施されていないために道路から直接望まれるといったような状況になっております。

次のページをごらんいただきたいと思います。6ページは明日香村の第2種歴史的風土保存地区内におきまして、これは自動車修理業者が借地に廃車を放置しているといった状況でございます。廃車が3段程度に積み上げられておりました、面積も約1,000m<sup>2</sup>と

ということで、歴史的風土の維持保存上、支障のある状況になっているというように考えております。なお、手前に土石が積み上がってございますけれども、これは道路築造工事の仮置きといったものでございます。

御承知のとおり、明日香村の第2種歴史的風土保存地区と言いますのは現実の住民の生活の場でございまして、その他の歴史的風土保存区域も本県の場合は市街地に近接しまして、市街化の圧力が強いというのが本県の特徴でもございます。といったことで、物件の堆積事例も相当数にも上っておりまして、歴史的風土の維持保存上問題があるものも少なくないということで指導に努めてきたところでございますけれども、これまでの規制対象であります土地形質の変更を伴うか否かの判断といったことも容易でなく、行政指導にとどまらざるを得ないといったものが多く、苦慮してきているところでございます。今回、物件堆積に関しての規制の追加ということを御検討いただくということで、これは歴史的風土の維持保存上、有益なものと考えておりますが、ただ実際の規制の実効性を確保する上で許可基準の具体化でありますとか、すでに着手されております物件の堆積の取り扱い等について課題と考えておりますので、よろしく御指導をいただきたいと思っております。

会長 ありがとうございます。

では、京都市の方から御説明をお願いいたします。

京都市 それでは、京都市におきます古都保存の現状につきまして御報告させていただきます。

本市におきましては山紫水明と賞される三山の緑豊かな美しい風土とそれらの山裾を中心といたしまして趣のある美しい町並みや14の世界遺産を含む多くの社寺仏閣を有する歴史的な文化都市でございます。それと同時に146万人の市民が生き生きと暮らし、時代の最先端産業も盛んな近代的大都市でございます。このような本市の「まちづくり」の方向を「保全・再生・創造」の3つの大きな概念でとらえまして、地域の個性や自然、歴史的な条件を十分に整えながら、それぞれの地域に根ざしたまちづくりを進めておるところでございます。新たな都市の活力を担う南部におきましては、積極的に都市機能を充実し、21世紀の新たな活力を担う「創造」のまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

また、北部の永い歴史の中で受け継いできた自然的な風土である三方の山々、文化財や史跡の点在する山麓部一帯につきましては景観を保全していかなければならないと考え、これからも凍結的保存を含め、さまざまな規制指導を行ってまいりたいと考えております。

それでは、配布されております資料に基づきまして7ページと8ページ、それから9ページをごらんいただきたいと思ひます。

まず古都保存法に基づきます歴史的風土保存区域といたしましては、昭和41年に、約5,654haが当初の区域指定を受けました。その後、昭和44年と平成7年に追加指定と区域の一部拡大がございまして、現在、全体で14地区、約8,513haが指定されております。また、歴史的風土の保存上、特に枢要な地域とされる歴史的風土特別保存地区として、昭和42年に約1,337haが当初の地区指定を受けまして、その後、昭和44年、45年並びに平成8年に追加指定と地区の一部拡大がございました。今日では、全体で24地区、約2,861haが指定されております。これらの歴史的風土保存区域や特別保存地区のほかに、本市におきましては風致地区として17地区、約1万7,831ha、それから近郊緑地保全区域におきましては1区域で約3,333ha、緑地保全地区につきましては4地区、約238ha、自然風景保全地区におきましては6地域、約2万5,780haの指定をしている状況でございます。したがって、本市の歴史的風土は、これらの制度により、おおむね良好な状態を守られていると考えております。

次に(2)でございます。平成12年度の歴史的風土保存区域及び特別保存地区内におきます行為の申請でございますが、資料に記しておりますように届出件数が154件、許可申請件数が55件、そのうち不許可件数が13件となっております。

土地の買入れにつきましては昭和42年度以来、平成12年度末現在、延べ事業費は約206億円、買入れ面積の累計は約182haとなっております。

最後に本市の課題、2番目の(1)でございます。まず第一に買入れ申し出に対する未対応地についてでございますが、平成12年度には20件、約1.6ha、約13億円の買入れを行いました。平成12年度末現在におきまして、なお29件、約20ha、約43億円の未対応地がございます。今後とも事業費の確保に向けてさらに努力してまいりたいと考えております。

第二に買入地等の「凍結的保存からきめ細かな維持保全活用への展開」についてでございます。先ほど申し上げましたように、維持管理を要します土地の面積は、寄附受納地を併せますと約191haとなっております。しかし、維持管理の現状はこの広大な買入れ地等の一部におきまして、除草、間伐、防災工事等を行っているにすぎず、管理地の約90%を占める山林では松林の衰退や、落葉樹林への常緑広葉樹林の侵食等により景観の変化が顕著になってきております。例えば、京都の夏の風物詩として皆様方御存じとは思ひますが、五山の送り火の1つであります大文字山におきまして、常緑広葉樹林の影響を受け、景

観上支障が出てまいっております。こうしたことを防ぐために、適正な間伐をするなど維持管理をさらに充実させていく必要があると考えております。

また、買入れ地におきます歴史的風土の保存にふさわしい施設の整備も必要であると考えまして、お配りしております資料にありますようにすでに4ヶ所において公園的な整備を行いまして、市民に開放している状況でございます。

そのうちの一例を写真で紹介させていただいております。今後とも買入れ地の維持保全活用につきましては積極的に取り組んでまいりたいと思います。

また、本年度、水田を利用した田園景観保全を行っております北嵯峨地域におきましてすばらしい嵯峨野の自然の中を多くの市民や観光客の方々が歩いて、古都京都の歴史の文化に触れていただけるよう休憩地等の整備を進めてまいります。また、市民的活用の目的といたしましては、毎年春には地元の幼稚園児等を対象にいたしまして「れんげを摘む会」を行い、好評を博しているところでございます。

3つ目といたしまして、先ほど御説明がありましたように、今回の諮問事項に関する歴史的風土特別保存地区内における物件の堆積についてでございますが、本市におきましては、以前から風致地区条例等によりまして規制を行ってきてはおりますが、それでも資料にありますように是正措置を行っても完全なものになっていないような状況でございます。今回の政令改正が施行されれば、より強力に取り組んでまいりたいと考えております。また、歴史的風土にふさわしい施設整備のあり方や、用地のあり方等につきましては、皆様方のお知恵を拝借しながら事業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

会長 ありがとうございます。

いろいろと御説明がございましたが、では以上の説明内容につきまして、これから審議に入りたいと思います。

どうぞ委員の皆様、御意見、御質問を御自由に御発言をお願いしたいと思います。どなたからでも結構でございますが、いかがでございましょうか。

また、大分問題がいろいろ出てまいりましたが、御質問なり少し状況を知りたいというようなことがあればお聞きいただいて結構だと思います。どうぞ。

委員 ちょうど私は平成8年からこの前身の歴史的風土審議会に参画させていただきまして、いろいろ明日香村のこういう1億円の交付金とか、またキトラ公園の拡大とか国営公園の拡大とかいろいろ成果が上がってきたことは私も大変うれしく思っております。

もう一つ、この数年間で大きく取り組んできましたのは、鎌倉の古都の拡大だったわけですが、ちょうど今たまたまNHKの大河ドラマでもやっている舞台で名越流とかいろいろ、まさにその場所の保存のことをちょうど議論したわけでございますけれども、ちょうど歴史的風土保存区域の拡大がされた後で、従来ですと大体1年ぐらいで特別保存地区、つまり永続的に保存する地区でございますが、拡大の措置が取られております。それで前回の京都の場合でもほぼ1年間でその拡大がなされておりました、今回、鎌倉、それから逗子等の保存区域の拡大がされてちょうどほぼ1年たってきておりますので、具体的な特別保存地区の指定に向けての状況というのがどうなっているかというのを質問したいなと思います。きょうの資料ではちょっとそれがなかったものですから。

それで、当時の議論で言いますと、過去何度か歴史的風土保存区域は拡大されてきましたので、一種の最後の仕上げと言いますか、もう特別保存地区に指定できるような場所のみを逆に保存区域に指定してきたという経緯がございます、その中には段葛とか、あるいはすでに公園として整備されている場所も多々ございまして、そういう意味では保存区域の指定の段階で国、それから関係公共団体とも当時、相当細かく詰めた上で保存区域の実際の拡大をしていったという経緯がございましたので、その最後の仕上げの特別保存地区の拡大、これは今どんな状況になっているかちょっと伺いたいなと。

会長 それはいかがでしょう、では神奈川県の方。

神奈川県 それでは、今、先生が言われたとおりもう1年たちましたので、当然そういうお話がございまして、県といたしましては地元と折衝はしております。拡大するための該当地もある程度腹づもりはあるのですが、地元調整中ということで、ある程度まとまれば追加して指定をしたいと思っております。現在、地元との調整をしております。以上です。

会長 よろしゅうございますか。

委員 はい。

会長 ほかにいかがでございましょうか、御質問、どうぞ。

委員 細かいことであれなのですが、特別保存地区内、法律の8条の許可があって、9条で損失の補償の規定がありますね。これは損失の補償をしたケースというものはあるのでしょうか。

会長 いかがでしょうか。

事務局 損失補償は1件だけあります。それは鉱業権、掘る方の鉱業権、それに対して

の損失補償をしたということがございまして、そのほかにはございません。

委員 不許可にしているケースも結構今お話を聞いているとおありのようなのだけれども、通常、生ずべき損失はないということで割り切って文句は出ていないというのが普通なのでしょうか。

事務局 地元でいろいろときちんと調整していただいているようでして、とりあえずそういうふうなところは出ていないのが現状でございます。

会長 よろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 ほかにどうぞ、いかがでしょうか。

委員 2点御質問させていただきたいのですけれども、1点は区域とか地区の指定のときに手続というのはどういうふうにしておられるのか、もしよろしければ御説明いただきたいと思います。

会長 地区指定の手続ですね。

委員 はい。それから、買入れているケースが結構あるようなのですけれども、その買入れている土地の多くは建造物が建っていない土地なのか、あるいは建造物も建っていて、買入れた場合は今度は建造物の維持管理というものの負担を自治体側が負わなければならなくなると思うのですけれども、その辺はどういうふうにしておられるのか。先ほど手入れ等が大変だというお話で、大部分が山林等なのかなとも思いましたけれども、もう少し詳しいことがわかるようでしたら教えてください。

会長 いかがでございましょうか。

事務局 まず手続の方でございすけれども、資料14に「古都保存法、明日香法及び関係政令等」というちょっと厚い法令集で恐縮なのですが、つけさせていただいております。それでまず歴史的風土保存区域の方でございすけれども、これの資料の2ページ目を見ていただきますと、これは古都保存法が載っております、2ページ目の第4条でございす。まず国土交通大臣は、関係地方公共団体及び社会資本整備審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、歴史的風土保存区域として指定するというのが第4条でございす。第5条で計画を定めることになっておりまして、そこで第6条におきまして歴史的風土保存区域内において枢要な部分を構成している地区について、都市計画で歴史的風土特別保存地区を定めるということですので、この法律の規定に基づいてそれぞれ指定行為が行われている次第でございす。

事務局 土地の買入れでございますけれども、原則、土地につきましては土地を買うということでございまして、新築をしようとした場合、それを許可しないということによって土地を買う、補償として土地買入れということがほとんどでございます。既存の建物については、その既存の建物の敷地内の大きさとか、基準の大きさ内で建て替えることについては許可は出ているわけございまして、原則、土地を買うということで、ほとんど土地と建物を合わせて買っているという例はございません。

委員 買ってないのですか。

事務局 買ってないということでございます。

委員 済みません。新築の場合は、今、建っている建物を壊して建てたいというようなことは余りないということなののでしょうか。

事務局 新しい今の生活に合わせるために建て替えるということで、そういうこともございます。そういうときには、大体现状の大きさというものが前提にございまして、そういう場合には許可が出るというわけでございますけれども、そのときにも色彩に対してのいろいろな条件とか、そういうことはついてくるということでございます。

会長 よろしゅうございますか。

委員 はい。

会長 ほかにいかがでございましょう。どうぞ。

委員 届出許可の行為が幾つか事例のところでありましたのですけれども、許可している件数、不許可の件数とかいうものの中に、今回問題になっているような土石の堆積も、実は土地の形状変更もどきのものがあるわけですね。そういったもので許可しなかった例とかいうのがあるのかどうかということですね。

今回の諮問の内容までちょっと入ったような格好でもよろしいですか。

会長 どうぞ。

委員 もしも、今回の提案されているようなことをやれば、行政的にそれに対応できるのかどうかですね。これは期間を切ってこれだけは許可しますよと言ったときに許可の期限を超えて堆積したまま放置してあるような場合とか、あるいはその条件に反するようなことが行われたときに改善命令などを出すわけですが、それが十分に行政的に対応できるのかどうかということですね。

もう一つは、これは古都法だけに限らないのですけれども、古都の特別区域とか、古都法適用区域だけで土砂の堆積とか、あるいは車の放置などを、追い出したら、業者はそれ

をどこかまた別のところへ持っていくと思うのですけれども、そういう対応を全行政的にどう対応するかという方策みたいなものは国土交通省で検討されているのかどうかですね。そのあたりをお聞きしたいと思います。

会長 いかがでございましょうか、どうぞ。

まず今までの事例でございますが、数字自体、確かに宅地の造成とか土地の開墾とか、そういうことをやってやった事例はあることはあると思いますが、ちょっと私もそこはまだ把握はしておりません。それで行政的な対応ができるのかという点でございますけれども、やはり古都保存区域、比較的いままでの実績では各自治体の方々の努力によりまして、きちんと景観は守られてきておりますので、その中でこういうふうな、写真に出たように目立つような行為があれば、これはやはりきちんと対応していただけるものかなと私も思っておりますし、自治体の方々もそういうお考えだと思います。

ただ、御指摘のように古都法だけで話が済むわけではないというのはそのとおりでして、例えば廃棄物であれば廃棄物の処理の法律がありますし、建設資材であれば国土交通省の方で建設資材の対策をいろいろ考えていただいているところですので、こういうところと十分連携を取ってその点はきちんとやらせていただこうと考えております。以上でございます。

会長 事務局、どうぞ。

事務局 1つ追加でございますけれども、古都法だけではなくて、今回、先ほど説明がございましたように緑地保全法でもこの規制を制定することもあわせて予定しております。また、風致地区につきましてもすでに政令を定めているところでございまして、緑地関係につきましてもこういう形で規制をしていこうということでございます。服部先生がおっしゃっておられますようなそのほかのところまで波及するのではないかということについては、そこまで今のところ考えていないという状況でございますが。

会長 よろしゅうございましょうか。

委員 今のお答えでほぼ満足してはいますけれども、もう少しお聞きしたいのは、法律で決める分についてはそれでいいのですけれども、それをフォローする公共団体の方、府県ないしは京都市の方でそういうルールが決まれば厳密にやれるのかちょっとしんどい面があるような気がするが、大丈夫かということをお聞きしたい。

京都市 京都市でございますけれども、先ほど資料の3枚目に京都市域におきましての一部産廃物なり、そういうようなものの投棄があったわけでございますけれども、これに



つきましては実は平成10年7月に建設廃材等、大量に堆積していたものでございまして、それにつきまして、古都保存法なり、それから風致地区条例違反ということで物事を進めておたわけでございますけれども、産廃処理法にも抵触しておりますので、今現在、指導している状況でございます。また、この件につきまして、実は土地の所有者が行為者に対しまして明け渡し請求の民事訴訟を提起しておりまして、平成13年5月には所有者の勝訴となっております。また、先ほど申しました行為者を平成11年に書類送検いたしまして、平成12年12月に廃掃法の違反で起訴されておりまして、今現在、公判中でございます。以上でございます。

会長 よろしゅうございましょうか。

委員 はい。

会長 ほかにどうぞ。

委員 今、御説明の中で土地の買入れの話が出ておりましたが、土地の買入れの申し出に対しては対応できるというのか、しているというのか、どういう状況なのでしょう。私が伺いたいのは、買入れの申し出があっても対応できないでいるというようなことはあるのだろうかということなのですが。

会長 どうぞ。

事務局 先ほど3区市から御説明がありましたように、未処理面積という数字がございましたけれども、それがまだ買入れに対応できていない土地でございまして、申し出があるのですが、予算的に措置ができないということでお待ちいただいているということでございます。国としましても、今年度も古都を初め緑地保全も含めてでございますが、土地の買入れの予算を大幅に拡大しておりまして、なるべく多く対応していきたいと考えておりますが、まだ多少予算的に残が残っているという状況でございまして、それは相手の方にお待ちいただいて、順次対応しているという状況でございます。

会長 よろしゅうございますか。

委員 はい。

会長 どうぞ。

委員 その買入れの費用というのはどういうふうに国と自治体の間で分担されているのでしょうか。

会長 買入れの費用はどういうふうに予算化されるかということですが、いかがでしょうか。

事務局 先ほど申し上げましたように国の負担分が7 / 10でございます。3 / 10が地元負担ということでございます。

会長 ほかにいかがでございましょうか。どうぞ。

委員 本日、大臣の諮問を受けてこの分科会が開かれましたが、この資料6に書いてあるような政令をつくるのはどうだろうかというのが諮問のポイントだと思うのです。私、臨時委員の1人として先走って意見を申し上げますと賛成でございますが、その前にちょっとお伺いしたいので、資料13に出ている写真を見ますと、これは古都保存区域にこういうものがあるのははなはだおもしろくないという感じを受けるのですが、この政令が施行されますと、こういうような行為は許可を要し、しかも許可を得られないことになる。結果的にはこういう写真のような事態は発生しなくなると見てよろしいのでしょうか。

事務局 今後の行為につきましてはそういうことでございます。

委員 わかりました。

会長 よろしゅうございますか。

委員 はい。

会長 どうぞ。

委員 大変細かいことですがけれども、規制区域内の行為申請で許可申請件数と、それから不許可の比率でございますけれども、これで見ますと鎌倉は非常に厳しくて、奈良県はそれほど厳しくないような、そういうパーセンテージになっておりますね。この辺は客観的な基準なののでしょうか。それとも住民の数とか、あるいは地域の広さとか、そういうもので少しはニュアンスが変わっているのか、つまりこういうものは公平であるべきだと思うのですが、客観的な基準のお話し合いというようなものは3つの地区でやっていらっしゃるかどうか、そういうことをちょっとお伺いしたいのですが。

会長 いかがでございましょうか。それぞれの県市でお願いします。

奈良県 奈良県でございますけれども、これを見ていただきますと、許可申請件数、12年度の場合、198件ございまして、そのうち許可できておるのが159件という、大体7割程度ということになります。もちろん現在の政令なり法律の許可基準にのっって対応しているということでございます。ただ、明日香村が本県の場合の指定区域にございます。そこは1種と2種に分かれておりますけれども、2種地区というのはかなり住民の方が現実に生活されておられる場所でございます、そちらでは一定の行為について許可件数がかんりの範囲で出てきておるといような状況にございます。

会長 京都市、どうぞ。

京都市 京都市の場合は許可申請件数が55件のうち許可が42件という数字が出ております。これにつきましては、神社仏閣の増改築というのと、それからその境内地の木竹の伐採が一応出ております。不許可というものが13件、これがすなわち最終的に買取り申し出の件数に上がってくるという状況でございます。以上でございます。

会長 神奈川県の方はいかがですか。

神奈川県 鎌倉の状況ですが、全体で申請数44件のうち許可件数が30件ということでございますが、基本的には政令の範囲内ということで、神社仏閣の修理のための作業ヤードでありますとか、あるいは電力会社が電線を張るときの電柱の置き換えのときの一時的な置き場ですとか、そういう極めて限られた形での許可でございます。

会長 よろしゅうございましょうか。

委員 はい、いろいろ事情が違うということで。

会長 それぞれ多分いろいろ御事情が、ケース・バイ・ケースだと思います。今のお話では、例えば一時的な建築資材みたいなものはいずれ使えばもう置かないのだよというごく一時的なものと、それから捨てた廃棄物とはちょっと違うわけでございますね。それから、廃棄物と言っても、私もさっきの写真を見てこれは大変困ったことだと思うのですが、車などは廃車だとそれは廃棄物なのですが、いやまだ使えるからちょっと置いておいたのだというようなことがあった場合にどういう形で対応できるかです。あるいは、一時的と言うならばどれぐらいの期間ならいいのかというようなことはこの改正のときにお考えなのでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

事務局 特に先生御指摘のように車の場合には廃棄物だと言ったら、これはまだ使えるというお話もありまして、そこで「土石、廃棄物、再生資源」と3つ並べまして、もう一括してそこはきちんとできるようにやらせていただいております。

会長 なるほど、わかりました。つまり、使えるものであってもだめだということですね。いかがでございましょうか、ほかに御質問、あるいは御意見でもよろしゅうございませぬ。どうぞ。

委員 許可というのはわかるのですが、届出の場合はどういうコントロールが実際には及んでいるのかということは。

会長 届出制ですね。

委員 はい。

会長 届出の場合に、届出があればすべてそれでいいということになるわけですね、ある範囲内であれば。

委員 届け出ることによってどういう、法令の目的との関係でのコントロールが実際上及んで、それから今度のことにつきましても届出れば廃棄物を堆積してもよろしいのかどうか、その辺のところも。

会長 届出制というのはどこまでコントロールできるかということですね。

事務局 届出自体につきましては、まず法令上のコントロールとしては、法律の7条の2項におきまして届出をした者に対して必要な助言、勧告をするということになっております。行政の実際といたしましては、やはり情報がきちんと来るとというのが大事でして、そこからいろいろ自治体において行政指導をしていただいておりますので、そのきっかけとして比較的重要な役割を今までも持っていると思っております。

委員 ただ、助言、勧告に従わない方はどうするのかといったようなことは手当てされていないわけですね。行政手続法などもできて、いろいろなところで透明性ということが言われるようになってきますと、その辺はどうなのでしょう。そのまま従来のやり方でやっていけるのでしょうかということがちょっと疑問に思えるのですが。

先生御指摘のように、最後の最後まで行ったらどうかと言えば、確かに届出を出して絶対に頑張るということでしたら、それはそれが通ります。ただし、そこに行くまでにまさに各自治体でいろいろとやっていたところですし、かつ届出をやっている区域自体はやはりどちらかという規制の緩い区域でして、どうしても許可の必要な区域は特別保存地区ということで区域指定いたしますので、その1つの外側の区域ということで行政指導という一段、若干緩やかな対応をさせていただいているというところがございます。

委員 ちょっとよろしいでしょうか。

会長 はい、どうぞ。

委員 それが、私が先ほど申し上げたのは、法律としてはそういうルールでいいのだけれども、それを善意で皆守ってくれたらいいのだけれども、悪意というか、利用して、合法的に届出しておいて違反的な実態を伴うようなことをやったときには、公共団体の方は大丈夫ですかということなので、そういう人は結構いるわけですね。悪意というか、法律の目をくぐってやるような人はいっぱいいるわけで、この法律が決まれば公共団体の方は大変な作業を請け負うことになります。一応のルールというか、武器は手に入れるのだけ

れども、その後、趣旨に沿ったようにやるについてはすごく御努力されないといけない面が出てくるのではないかなと。大丈夫でしょうかと聞いたのはそういう趣旨なのです。

それで、京都市の方でお答えになったように、法律手続をして、訴訟までやってやっと解決する。きょうやったから明日元へ戻るという問題ではなくて、時間をかけてやらないと、古都だけではなくて、景観なり何なりというのが守れない、そういう実態が伴ってくるのではないかということだと思っております。蛇足ながらちょっと。

会長 いかがでしょうか、京都の方から。

京都市 委員の御指摘の件でございますけれども、確かに古都保存の一般地区につきましては届出という1つの筋書きがあるわけですが、今回、特別地区につきましては許可制の問題も出ております。京都市におきましては風致地区条例がございまして、すべて歴風の特別、一般も全部含めまして風致地区条例が全部重なっております。それは風致地区条例はすべて許可制になっておりまして、結局、許可違反という1つの現象面にとらえまして、それがあれば違反行為で法律上、告発なりそういうようなもので対応していくということを従前から行っております。

会長 なるほど、網がかかっているわけですね、風致地区としては、全部。

京都市 そうです。

会長 どうぞ。

委員 資料12にちょっと関係いたしますが、ちょうど国営飛鳥歴史公園の拡大によってキトラの古墳の保全が図られたということでこれは大変結構だと思っておりますが、今、飛鳥でその後いろいろ重要な発掘が続いておりまして、これは皆様方御存じのとおりで、最近では大きな庭園の遺構まで出てきている。それで、これについてはやはり地元の明日香村だけでは到底保全の措置は無理だろうと思ひまして、国が何らかの、例えば国営公園をさらに拡大していくのかどうかちょっとわかりませんが、国としての強力なプッシュがないとなかなか実現まで行かないと思ひます。その際に、従来、明日香村の保全についてはかなりこの数年間、相当議論してきたので、一応これに沿ってむしろ国の方はどんどん頑張っただけで進めていけるということなのか、あるいはやはりむしろ最後に事務局の御発言があるのかもしれませんが、再度こういう分科会なりが後押しした方がいろいろ国としても展開しやすいということであれば、むしろ今年度中にぜひそういう議論を早急に行う方が、つまり来年度以降の予算に反映するとなれば、あるいは間に合うかどうかわかりませんが、日本のまさに国が形成されたかけがえのない場所ですので、まさにそ

これは必要な公共事業だろうと思いますし、国土交通省としてもぜひそういう点は、額としては実は全体から言うと極めて微々たると言うと変なのですが、少ない額だと思えますけれども、政策的には大変重要なところだろうと思います。ですから、そこら辺は大丈夫だ、事務局でどんどんやれるということなのか、多少審議会でも議論した方がいいということなのか、そこら辺についてちょっと伺いたいのですが。

会長 後押しした方がいいかどうか、どうぞ。

事務局 先生から大変ありがたいお言葉をいただきました。明日香村ではいろいろな発見がされておりますし、一部には亀石等、非常に重要だという御意見もございますので、いろいろな保存の方法でありますとか、あるいは活用の方法でありますとか、もう少しきちんと文化庁等とも議論をいたしました上で、必要があればいろいろな方法を考えてまいりたいと思っておりますので、当分科会との関係につきましては今しばらく我々の方で検討させていただきまして、お願いするということであればぜひ御議論をいただきたいと思っております。

会長 よろしゅうございましょうか。

委員 はい。

会長 ほかにいかがでございましょうか、いろいろ議論も御質問も尽きないようですが。

委員 もう一つよろしいでしょうか。

会長 どうぞ。

委員 許可制のもとで反した場合にどういう罰則があるのでしょうか。

会長 ペナルティがあるのかどうかですね。

委員 産廃業者などは経済的な利益を持ってやっておられる方もいますので。

会長 許可制の場合にペナルティがあるのでしょうかということですが、どうぞ。

事務局 まず許可制でございますけれども、許可を受けるべき場合に、これで行きますと4ページと7ページにそれぞれ出ておりますが、7ページのところの21条が罰則でして、8条1項、すなわち許可を受けなければならない場合にこの規定に違反して許可を受けない場合には法律21条の第1号によりまして6ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金というようなことになっております。またこの8条の6項におきまして規定に違反した場合、例えば許可を受ける場合、許可を受けなかったり、条件に違反した場合において、原状回復命令の措置がございます。この原状回復命令に違反した場合にはさらにもう一段罰則が重くなりまして、20条におきまして1年以下の懲役または10万円以下の罰金と、そういう

ふうな状況でございます。

会長 よろしゅうございますか。

委員 はい、ありがとうございました。

会長 ほかにございますか。いろいろとありがとうございました。よろしゅうございますか。どうぞ。

委員 直接関係ないかもしれませんが。

会長 結構です。

委員 明日香村と橿原市との接点のところに大官大寺という有名なお寺がありますが、その接点を越えたところにもものすごい産業廃棄物の山があります。これは今回の網では保護されないのがありますが、少なくとも県の行政の中でそういうものももう少し対処してほしいと思います。

会長 という御希望があるのですが、いかがですか。御承知でいらっしゃいますか。

奈良県 その辺については、今、十分内容についての資料等ございませんのだけれども、これは廃棄物の関係でありますので、廃棄物対策の上の行政等とも連携をとりながらその辺についても慎重に検討してみたいと思っております。

会長 そういう実情があるようですから。

委員 もう一つでございますが、古都の景観、ちょっと今回の趣旨と逸脱してもよろしいでしょうか。

会長 はい。

委員 古都の景観であります。少なくとも律令制の大宝律令ができてからの都というものは藤原宮が原点であると思うのであります。そのときに東西と北に大和三山がありました。それは今回、この古都法で守られているわけでありまして、それが奈良の都にわたったときには垂仁天皇陵、それから平城天皇陵、それから杉山古墳というのがあります。杉山古墳は網の目から外れております。それから平安宮に行ったときには双ヶ岡、これは保存されているのであります。それから北の船岡山、東の吉田山があります。船岡山と吉田山は外れております。大変開発も進んでいるところであります。将来の問題としてその保存地域の網の目の候補に挙げてほしいと思います。同様に平安京の中での代表的な神のいたところ、すなわち糺の森のところを外れているのです。入っているのですか。それもできたらそういう候補に挙げていただかないと今後の問題があると思います。

会長 という御希望で、京都の方から。

京都市 1つは双ヶ岡は先ほど先生がおっしゃいましたように古都法の特別に入っておるわけでございますけれども、吉田山につきましては都市緑地保全法で規制しておりまして、国の御指導によりまして全体を買い取るような行為をやっております。それから船岡山につきましては大徳寺の所有地でございます、その山自体を公園として指定しておりますので、民間開発とか、そういうようなことにはならないという認識はしております。

委員 いずれも今はやりの風水思想に基づく都の環境としてシンボリックなものでありますので、よろしくをお願いします。

会長 大事なところだということで。

委員 はい。

会長 では、よろしゅうございましょうか、ほかに。どうぞ。

委員 今回の諮問は、私はこの趣旨はもちろんほかの先生と同じで、これは当然のことであろうと思うのですが、京都で産寧坂地区、八坂の塔あたりの電柱を撤去いたしましたね。これは今回、古都保存の現況を御説明いただいたのですが、土地の買入れとか、あるいはこれは事業費というのがありますが、こういうところをお使いになったのか、それとも全く違う事業費をお使いになったのか、私はこれはちょっと詭弁になりますが、電柱というのは長いこと置いてある堆積物、10㎡はないのですが、1.5m以上あることは間違いない。トランスの大きなものとか、それから本当に見ようによっては、古都保存の趣旨は風土のよりよい文化的なあり方ということですから、こういうタイヤとか自動車などはだれが見てもわかるのですが、電柱はどういうふうにして京都市は上手におやりになったのか。あの地区についての例をちょっと教えていただきたい。

会長 ちょうど祇園祭で大変ですよ。

京都市 今、御指摘の産寧坂地区、八坂の塔あたりの関係でございますけれども、これにつきましてはその地域が伝建地区の指定に入っておりまして、伝統的建造物群保存地区になっておりまして、やはりそれらの景観を守るために、1つは電線の地中化という1つのポリシーを持ってありますし、それから周辺の風景を守ろうということでそういうような石畳をやったりいろいろなことをいろいろと国の補助をいただきまして事業を進めている状況でございます。したがって、あの地域を守っていかうという1つの考え方で電柱を一部地下に入れてしまう。一部トランスは出ておりますけれども、それはある程度修景をいたしまして、わからないようにしていることは事実でございます。以上でございます。



委員 どうもありがとうございました。

会長 大事な問題だと思えますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、今回の諮問につきまして、歴史的風土特別保存地区内における行為の制限等の政令改正については事務局から御説明がありましたように、古都保存法第8条第4項の規定に基づき、社会資本整備審議会に意見を聞かなければならないということになっております。資料6のこの政令案、御異存はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 ありがとうございます。

それでは、御了解をいただきまして、国土交通大臣からの諮問の歴史的風土特別保存地区内における行為の制限に、ここにあります土石等の堆積を追加するという点については反対意見はございませんようですので、分科会として了承したいということにしたいと思います。よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 ありがとうございます。

では、具体的な答申文書については私と事務局で検討させていただいて案文を作成する。きょうはとてもそこまで行けないと思います。後日回答したいというふうに取り計らいたいと思います。日程的なこともございますので、事務局と私の方で御相談させていただいて後でお知らせするというようにさせていただきたいと思います。いかかでございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。御異議がないようですので、今回の諮問につきましてはそのように取り扱ってまいりますので、よろしく願いいたします。

なお、本日、さまざまな御意見もいただきました。これもこれからの審議に十分反映してまいりたいと存じます。

#### (4) そ の 他

会長 では、ほかに委員の皆様、何か御意見はございますでしょうか。

委員 今後の進め方でございますが、分科会としては新しく発足をしたわけございま

すので、ただいま話題になっております古都の京都、奈良、鎌倉などを現地で現状を把握するということも重要ではないかと思えます。また、先ほど来、しきりに話題になっております明日香村での新しい発見、発掘が行われておりますが、こういうことがありますので、ぜひ現地でひとつ審議をすることを御検討いただけないだろうかということでございますが。

会長 わかりました。現地でという御意見がございまして、今後、現地開催ということ事務局とも御相談してまいりたいと思えますが、皆さんもぜひそういうことであればお考えいただけると思えます。事務局の方でもそれをお考えいただきたいと思えます。よろしゅうございましょうか。

では、各委員からいろいろ大変貴重な御意見を承ったところで、事務局として澤井局長から一言どうぞお願いいたします。

澤井都市・地域整備局長 ただいまは、きょう御諮問申し上げました政令の案につきまして了解を賜りまして、大変ありがとうございました。

また議論の中で制度の実効性の議論、あるいは廃棄物行政を初めとする他の関係行政との連携の議論、古都行政自身の新たな展開に関する議論、さまざまな議論をちょうだいいたしました。私どもこれを踏まえまして今後の古都行政の進展に生かしてまいりたいと考えております。

また、ただいま現地でぜひということもございました。これも分科会長と相談の上、ぜひ実現の方向で考えたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

会長 どうもありがとうございました。

それでは、もうそろそろ予定の時間でございますので、本日の審議はこれで終了したいと思います。皆様の御協力、大変ありがとうございました。では、事務局よりもし連絡事項がございましたらどうぞ。

事務局 本日は御審議、まことにありがとうございました。

いただきました答申につきましてはその写しを委員の皆様へ後日お送りさせていただきたいと存じます。

なお、今後の審議予定でございますが、引き続き古都を初めとする我が国に残されております歴史的風土の保存につきまして検討を行っていただきたいと考えております。

このため、今後のスケジュールといたしましては、会長と御相談の上、現地開催も含め

て日程等を詰めてまいりたいと思っております。改めて委員の皆様の御都合をお伺いいたしまして日程は決定させていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

### 3 . 閉 会

会長 わかりました。

先ほど私が終わりと申しましたが、ここまでが審議でございますので、ここで本日の会議は終了させていただきます。

お暑いところを本当に長時間、ありがとうございました。